

平成 28 年 6 月議会は 6 月 6 日から 17 日までの 5 日間開催され、この一般質問は 6 月 13 日に行われた。4 月の町会議員選挙終了後、初の定例議会であり、選挙中に届けられたたくさんの住民の声を町政に届けたいと奮闘した。

(議長)次に、13番、八尾君の発言を許します。

13番、八尾君！

(八尾議員) 13番、八尾春雄です。一般質問を行います。4月3日の選挙後、初めての本会議でございますので、少し御挨拶を申し上げます。

今度の選挙の投票率が51%と過去最低でございました。選挙公報の発行や議会報告会の開催も効果を上げていない。大変残念な事態ですが、これは全体として住民本位の行政ということになっていないことの証明であり、町も議会も反省をして、わかりやすい、納得のできる町政にさらに努力すべきであろうと受けとめております。

さらに、これまで4年間には議決していない意見書を議決したかのように装って国に送付するとか、本会議で継続審査提案が否決され、直ちに採決をしなければならないのに、審議未了、廃案にするなど、地方自治法違反があったこともまことに残念な事態でございました。法令遵守の観点で議会運営も改める必要があります。そのことを指摘をして、質問に入りたいと思います。

全体で6項目でございます。

**課税逃れを許さず、徴税担当者としての役割発揮をお願いしたい。**

タックスヘイブンに関するパナマ文書が明らかにされ、納税者も関心を持って見ている。外国の名だたるトップ層の名前も暴露されている。広陵町においてはどうか。

①町長・副町長・教育長は、タックスヘイブンを利用して節税を行ったことがあるのかどうか。

②広陵町の住民、企業、団体など支店・支部も含めて名前は出ていないか。

③町税の責任者として、こうした税金逃れの行為について、どのように認識をしているのか。法人税の高いことを理由に企業が外国に逃げていくと心配をした元の議員さんもおいでになりましたが、既に外国に相当の資金を流出させております。課税逃れを許さず、本来課税しなければならないとの認識があるのかどうか、お示しを願います。

大きな2番目でございます。

**農業用水の実態把握について。**

3月議会で、井堰の補修費用について質問し、簡潔なる答弁を得たが、個々の実行組合間で裁判があり、判決が確定している事例があることが判明している。原告、被告とも控訴せず、判決内容に沿った精算も実施されており、判決内容を蒸し返す意図はないけれども、町の関与が妥当であったかどうか、この際考えたい。町もその経過について、知っているようだが、個々の農業用水の実態について、町がどこまで把握して国の助成制度を申請をしているのか、以下敬称略して申し上げたい。

①かさや井堰から弁財天及び的場の田に水を取り入れているとの認識しているのか。現地での確認や耕作者から確認をとったのか。

②かさや井堰の管理者が「弁財天・的場水利組合」とプレートに表示されていることが判決の根拠の一つになっている。共同管理をどのように確認したか。

③両者連名による助成の要望書は、町が段取りしたものである。実行組合は自主的な団体であり、双方の円満なる協議を求め、紛争を回避することも町の役割ではないのか。

④農業用水の実態について、職員が現場に出かけて耕作者の話をもっと聞くように努力してほしい。

大きな質問の三つ目でございます。

### **3月30日、31日赤水発生に関する件です。**

生活の基本である水の確保に問題が生じ、住民の声も厳しいものがある。

①被害については申請してほしいとのことだが、何件の申請で水量と価格はどれほどか。未請求者には我慢をしてもらうという趣旨か。

②職員の対応について苦情を承っている。責任を認めない態度に腹が立ったというものもある。上下水道部長を初め、関係職員にはどのような指導をしたのか。

大きな4番目でございます。

### **近鉄箸尾駅の無人化問題と周辺整備について。**

3月議会で駅構内巡回と高校生通学等のための歩道整備を質問した。その後の進捗状況を問う。さらに、これまで伝えている住民からの相談ごとについても明らかに願いたい。

①近鉄との交渉は申し入れたのか。駅構内の巡回は可能か。

②歩道整備は水利組合、あるいは土地所有者の了承が前提だがどうするつもりか。

③小学校への集団登校と箸尾駅への送迎者の関係はどのように整理しているのか。時間を限定して車両倉庫を一部制限することも住民合意を得て検討してはどうか。

④かなり以前に県が決定した道路整備計画だが、箸尾駅前を通過して西進し、高田、斑鳩県道までアクセスする計画が存在するとのことである。取り組み状況や建造物等の規制内容を提示されたい。

⑤水はけのよくない水路の改修について、これは南陽寺というお寺の西側の水路でございますが、取り組みはどうか。

大きな5番目でございます。

### **マイナンバー個人カードに関する件。**

5,000万円を投じ、マイナンバー個人カードを使用して、コンビニで住民票が入手できるようにしたいとのことである。申請者は2,402名との報告があった。町全体住民の7%にすぎない。住民はマイナンバー個人カードを持ち歩くことも危険だという賢明な判断をしておられることが推定できる。

①郵便局での住民票発行は、マイナンバー個人カードがなくても可能であること、このサービスは継続する旨、明言してほしい。

②年間で何名の利用を見込んでいるのか。費用対効果の考え方は許容できる範囲なのか。大きな6番目でございます。

**臨時福祉給付金に関する件、これは正しく申しますと、年金生活者等支援臨時福祉給付金に関する件**ということでございまして、ちょっと舌足らずな表現になっておりますことをおわびを申し上げます。

全国で1, 130万人に対して1回だけ3万円が支給されるとのことである。

①制度の趣旨は何か。国民的な合意は得られていると考えているのか。

②給付対象となると思われる1, 984名の方々に申請書を送付したとのことである。申請書送付基準と申請書提出後の点検で何が異なるのか。同一の基準で審査するのなら、申請書の提出は無用ではないか。申請主義を克服して、振り込みがよい。

③最も困難な状況におかれている生活保護受給者は給付対象にはなっていない。制度の趣旨に照らして矛盾していないか。

以上6点、よろしく願いを申し上げます。

(議長) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。山村町長！

(町長) それでは、八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず**1番目、課税逃れを許さず、徴税担当者としての役割発揮**という御質問でございます。

マスコミ・新聞等で話題になっています租税回避問題に関する御質問でございます。

パナマ文書とは中米にあるパナマの法律事務所のパソコンがハッキングされ、流出した機密文書のことを言われております。パナマの法律事務所ということで「パナマ文書」との名がついただけで、この言葉自体に特に意味はありませんが、重要なのは、その文書に書かれている内容が「タックスヘイブンを利用して節税をした」という内容であると言われております。

パナマは外航船の船籍としてもよく耳にする国名です。所得に対し、税金を納めるのは当然であり、納めなければ脱税、これは日本に限ったことではなく、世界の大半の国で同じですが、ごく一部の国では所得税や法人税がない。または極端に低い国があります。このごく一部の国のことをタックスヘイブン、低課税地域、租税回避地とも呼ばれています。

なぜ、タックスヘイブンと言われる国は税金がかからないのかというと、人口も少なく小さな国のため、他国などのお金を集め、その手数料などが資金源になっているからです。アジア圏では、香港やマレーシア、シンガポールなどのそのような地域です。

パナマ文書が話題になってから報道されていますタックスヘイブン地として、イギリス領のケイマン諸島が出てきますが、このケイマン諸島も税金などが全くかからない国として有名です。

御質問の「町長・副町長・教育長がタックスヘイブンを利用したことがあるか」につきましては、全くございません。一部の富裕層や大企業が利用しているものと考えられます。

また、広陵町の町民、企業、団体などで名前が出ていないかにつきましては、インター

ネットの情報を含め、確認がとれていません。

3つ目の御質問、徴税の責任者としての課税逃れの認識ですが、タックスヘイブンに法人を設立すること自体は違法ではなく、またタックスヘイブンの節税は罪になるのかというと、利用した節税だけを見れば違法性はないそうです。しかし、報道されている企業、個人が何の目的でタックスヘイブン地域にペーパーカンパニーを設置しているのか、租税回避、マネーロンダリング、いわゆる資金洗浄などの可能性が加わることも含め、倫理的な問題があるのではないかと考えられます。

日本の場合、租税特別措置法において、タックスヘイブン対策税制が規定されており、居住者、または内国法人が外国に有する関係法人のうち、所得課税の実効税率が20%以下であるものについて、その所得を当該居住者、または内閣法人と収益とみなすこととしています。

## 2つ目の農業用水の実態把握についてのお尋ねでございます。

農業用水の実態把握についての御質問ですが、かさや井堰の初めての相談は、平成21年11月、井堰のゴムに穴が開いているとの連絡があり、両区の水利委員長と役場職員で立ち会いを行ったのが最初でございます。それを受け、弁財天、的場両区の区長、水利委員長からの要望書に基づき、事業化したものであります。

結果として、両区が司法の場で争う結果になってしまい、まことに残念でなりません。一刻も早い両区の関係修復を願うばかりです。

まず、1つ目の現地での確認や耕作者から確認をとったかとの御質問でございますが、役場職員が両水利委員長に事業の説明や地元負担金が発生することを御説明し、合意をいただきました。

さらに、受益地の用水系統を踏査するとともに、耕作者から聞き取りも行っております。

次に2つ目の共同管理をどのように認識したのかとの御質問ですが、プレートは昭和58年度の奈良県による河川改修の際に、ゴム堰に改修されたときにつけられたものです。改修時に県から本井堰の電気代等、維持管理費として補償金が両区水利組合に支払われたことを文書で確認し、あわせて両区水利組合で毎年電気代を負担し、維持管理に努めてきたことも確認できています。

さらに両区の区長、水利組合長名で改修の要望書が提出されたことも含め、本井堰が両区水利組合の共同管理であると確認いたしております。

次に、3つ目の町は紛争回避する努力をしたのかとの御質問ですが、町としても同じ町内で、しかも隣村同士が司法の場で争うことは何としても避けるべきであると考え、紛争の回避に向け、両者が納得するまで話をするよう進めていました。本来、井堰の修繕は地元水利組合等の管理者が負担するものになっていますが、大規模改修となると負担が大きいため、本井堰の改修は、土地改良施設維持管理適正化事業に基づく、国、県の助成を得て、町も補助させていただき、町として地元の負担軽減に最善の努力をいたしました。

さらに、地元負担金での紛争について、両区、両水利組合との話の場を持たせていただ

きましたが、その甲斐もなく、このような結果となり、残念でなりません。

最後の4つ目の職員は、耕作者の話をもっと聞く努力をしてほしいとの御指摘ですが、この御指摘をしっかり受けとめ、今後も耕作者との対話を重ね、耕作者の視点に立った事業を進めてまいり所存であります。

3番目、**3月30日、31日の赤水発生に関する件**でございます。

初めに、3月30日、31日に起きました濁水につきましては、住民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことに対しまして、まことに申しわけなく存じております。施工時の配慮不足に起因し、対応においても混乱を来し、皆様に十分な対応ができなかったことに、重ねておわび申し上げます。

職員には、日ごろからの危機管理を徹底すること、施工は慎重に周到に準備をして行うよう、指示いたしました。

まず1つ目の質問でございますが、今回、上下水道使用料減額申請につきましては、987件あり、上水道使用料の減額分は17万7,796円で、下水道は893件で11万6,090円の減額となりました。

また、事業者の申請は6件で、水量はそれぞれ154立方メートル、上水道使用料は3万7,625円、下水道使用料は2万200円の減額となりました。

今回濁水が発生した地域においても、影響のあった家庭、全く影響のなかった家庭もありましたので、一律に減額措置を講ずることはできないことから、大字区長さんを通じ、各戸に文書を配布させていただき、また電話で問い合わせのあった場合についても、その旨、説明させていただき申請をいただいた方に対し、水道料金と下水道料金をそれぞれ1立方メートルずつ6月の請求分から減額させていただいたものでございます。

二つ目の御質問でございます。

私は濁水が発生したことの報告を受けたのは、上下水道部長から午後9時ごろであり、施設整備課職員と町内水道業者の協力により、濁水が発生している区域の消火栓とドレンを開け、洗管作業中であると聞き、今後濁水が発生すると思われる地域に対して、役場に残っている職員で広報活動をするように指示し、その後役場に出勤し、電話等での苦情に対し、職員に指示したものであります。

翌日の31日におきましても、一刻も早く収束できるよう、また給水車の必要な場合の対応等指示したものであります。

今後は管路の更新事業におきましても、濁水が発生することのないよう十分検討し、今回の例を肝に銘じ、職員の配置、水道事業者の協力を得て、事業を実施するための対応マニュアルの整備を進めてまいります。

4番目でございます。

**近鉄箸尾駅の無人化問題と周辺整備について**であります。

八尾議員からは、近鉄箸尾駅の無人化問題と周辺整備について5項目の御質問をいただいております。

1つ目の箸尾駅構内の巡回につきましては、新王寺駅に確認したところ、1日3回程度近鉄の社員が見回りと清掃作業を行い、異常がないかを確認しているとのことでありました。また、駅構内には、防犯カメラ設置しており、万一事故等が発生した場合には、新王寺駅で確認できるようになっているとのことでした。

近鉄としては、町が箸尾駅前駐輪場の管理を委託しているシルバー人材センターの会員の方が駅構内の見回りをしていただくことは可能であると考えますが、万一トラブル等が発生した際の責任は持てないとのことでありました。

2つ目の歩道整備は、水利組合、または土地所有者の了解が前提だが、どうするつもりかとの御質問に対しましては、基本として町の事業につきましては、まず地元区から整備事業の要望が必要であり、事業を進めるに当たり必要となる土地の所有者、または管理者の同意が必要となりますが、これにつきましては、地元で調整していただくこととなります。

3つ目の小学校への集団登校と箸尾駅の送迎車の関係でございますが、箸尾駅西側の南北道路は、町道箸尾南線であり、小学校の通学路として使用されております。また、箸尾駅は、町内唯一の鉄道駅で、町内各地域から通勤、通学に利用されていることは認識しております。送迎用の車は朝夕に多い状況であります。規制につきましては、住民合意が必要で、一方的にはできないものでありますので、まず関係部署の現状認識から取り組みたいと思っております。

4つ目の御質問の都市計画道路箸尾駅前線についての御質問ですが、昭和41年10月11日に都市計画決定され、事業の進捗としましては、いまだ事業認定に至っておりません。町が都市計画決定の意味を十分踏まえ、努力する所存であります。萱野地区住民懇談会におきましても箸尾駅前整備において必要な道路であり、事業化を考えていきたいと申し上げております。

都市計画施設等の区域内において行う建築物の建築には、県の許可が必要になってまいります。当該建築物の規制内容としましては、階数が2以下で、かつ地階を有しないこと、主要構造部を木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であることとなっております。

5つ目の水はけのよくない水路の改修、南陽寺西側につきましては、過去に地元からの要望により検討したこともありましたが、管理をされていない状況であるため、方針が決まらず、今日に至っています。改めて現地をしっかりと確認した上で、地元と協議させていただきます。

5つ目の**マイナンバー個人カードに関する件**でございます。

本町では、平成27年10月5日、マイナンバー制度が始まりましたことにより、住民サービス向上の一環といたしまして、平成28年12月1日から証明書コンビニ交付事業の実施に向けて準備を進めております。

平成28年6月1日現在、全国で217市区町村が参加をしている事業でございます。

奈良県内におきましては、現在、生駒市のみの参加ですが、本年8月から天理市が参加される予定です。

今回の整備で、財源の一部として平成28年度の特別交付税として事業費の半額の算入を見込んでおります。また、システム構築費用に関しましては、奈良県基幹系システム共同化団体（7市町）による共同構築とし、経費の削減及び近隣5市町（香芝市・葛城市・田原本町・上牧町・広陵町）との連携による相乗効果（利用拡大）も期待しているところです。

当該事業の実施で、平日時間外の就業時での証明書等の取得、休日（年末年始を除く）においてもお近くのコンビニで御利用いただける便利な行政サービスとして幅広く住民の皆様へ周知してまいりたいと考えています。

コンビニ交付の実施に合わせて、役場庁舎入り口にコンビニに設置されている機械と同様の端末を設置し、役場閉庁日においてもサービスを受けていただけるよう準備を進めているところです。

お尋ね1つ目の郵便局での住民票の発行サービスの継続につきましては、現在、郵便局とサービスカウンターで戸籍の写し、印鑑証明書、住民票の写し、所得証明書等の発行をさせていただいているところですが、今回コンビニで本年12月から発行させていただきます証明書等に戸籍の写しを予定しておりませんことから、サービスを受けていただける時間は、コンビニ交付とは異なりますが、当分の間、郵便局及びサービスカウンターでの証明書等の発行を継続させていただきます。

お尋ね2つ目の年間の利用見込み数と費用対効果として許容の範囲なのかという点につきましては、本来でしたら証明書、コンビニ交付における手数料を窓口手数料より安価にし、利用促進を図るべきものでございます。しかしながら、町といたしましては、高齢者や障がい者などの窓口による対面交付希望者との手数料の均衡性を鑑み、当分の間、窓口手数料と同額とさせていただく考えであります。

このことから証明書、コンビニ交付数の急速な展開は望めないもののベッドタウンとして町にお住まいいただいている皆様へ就業地等での証明書の取得が可能に、また町を中心に活動しておられる皆様へ近隣及び町内9カ所のコンビニで証明書の取得が可能となります。

コンビニ交付で予定している平成27年度の証明書等の交付総数は、3万2,419件でした。マイナンバーカードの申請数が本年4月30日現在、2,402件で、人口に対する割合が6.8%です。単純にこの割合で算出しますと、利用見込み数は2,204件となります。

なお、費用対効果につきましては、許容できるか否かの問題ではなく、住民の多様化するニーズに応えながら、便利な暮らし、よりよい社会へのため、住民サービスのさらなる向上を周辺自治体と連携し、進めてまいりたいと考えております。

また、これに合わせまして、マイナンバーカードの普及率を全体数の30%を目標にして、促進につながる積極的な広報活動及び施策の企画・立案に努めてまいります。

最後に**臨時福祉給付金に関する件**でございます。

まず1つ目についてですが、年金生活者等支援臨時福祉給付金は、賃金引き上げなどの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援することを趣旨としております。平成27年度補正予算で国会において、可決成立されていることから、国民の理解を得ているものと考えております。本町におきましては、5月2日から受け付けを開始しており、6月から順次振り込み手続を進めてまいる予定です。

次に2つ目についてですが、今回の給付金の対象者は、平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、65歳以上の方であり、昨年度のデータをもとに、今回も対象になると見込まれる方に申請書を発送しておりますが、住民税の申告内容の変更や構成等により対象から外れる場合もあるため、改めて申請していただき、審査の上、支給または不支給を決定する必要がございます。

また、国におきましても支給対象者が当然に権利を有するものではなく、支給対象者の申請に対し、市町村が給付決定することにより金銭受給の権利が発生するとされております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に3つ目についてですが、生活保護受給者につきましては、生活保護費の支給により、最低限度の生活の保障はされていること、また、今回の給付金はその性質上、収入認定されますので、生活保護受給者の手取り収入の増加にはつながらないため、原則対象外とされております。本町における年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者は約1,980世帯、2,600名弱を見込んでおりますが、5月末日現在での申請受付は、1,589世帯、2,096名と既に8割を超える方からの申請を受け付けております。今後、まだ申請されていない方に対して、申請勧奨を行うなどできるだけ多くの方に申請していただけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長) これより自席にて再質問願います。13番、八尾君！

(八尾議員) 限られた時間ですので、温かい答弁は結構ですから、簡潔、明瞭、的確なる答弁をお願いしたいと思います。

三役はタックスヘイブンを利用していないと明言されましたので、そのとおりに受けとめておきます。

それで徴税の責任者ですから、私、何を聞きたいのかと。ここは大企業や富裕層の人が利用しているんだという認識も示されておりますが、言ってみれば**合法的な税逃れ**であります。逃げていったものは追いかけて捕まえて、そのための法整備だとか、国際的な協力体制が急がれるのではないかというような趣旨で広陵町からもこういうものは納税者の理解を到底得られないということをきちんと国に対して具申する必要があるんじゃないかと。この間、サミットをやりましたでしょ。キャメロンさんのところも何かこんな話が出ましたね。キャメロンさんに、あんたのところやってますのかと言ったら、何を言うてはりますの、習近平さんよと。あんたかて親戚が何かやっているそうやないかというやりとりが



あったようですけれども、水面下の話ですけれども。こういうことをサミットでやって国際的な調査の体制だとかやって、やっぱり我が国の政府が富裕層や大企業に対して適切な課税をしておるということを国際的に明らかにする中でホストとしての役割を果たすということがあれば、それなりの値打ちがあったんじゃないかと私は思っているんですけれどもね。こういうことをちゃんと国に対して言うていただけませんか。

(議長) 吉田総務部長！

(吉田総務部長) 八尾議員の御質問にお答えいたします。

言うまでもありませんけれども、国や自治体の運営というのは、税金なくして成り立たないというものでございます。日本のインフラを利用して、企業が利益を上げるのであれば、日本に税金を納めていただく。そういったことは必要ではないかというふうに思います。機会を捉えまして、県のほうにも、県、国ということになると思うんですけれども、そういったことはお伝えしたいと思っておりますけれども、違法性があれば国税庁のほうで税務調査のほうをするというふうには認識をしております。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 国会で議論をされている方にユニクロという会社の代表的な方でYさんという、名前が出てこなかったので私わかりませんが、本来9億円払わなければいけない税金をタックスヘイブンをを使って2億円にしてもらったんですって、7億円ね。だからこれは違法というような根拠法がないので、そのままになっているんですけれども、やっぱりちゃんと取ると、税金を払ってもらおうという法律をつくってもらわなかったから、これは納税者のほうの理解が得られないと。一方で、別の話かもしれませんが、関連しますと、消費税の増税のことやいろんなことで納税者は意見を持っておりますから、納税者の理解が得られないのではないかとこのことを思っております。これは引き続き追及をしてみたいです。

**農業用水の件でございます。**何か趣旨を誤解されたような答弁書が出てまいりましたが、裁判で名前を出して申しわけありませんが、弁財天と的場、弁財天が原告で的場が被告でございます。やりとりがありまして、かさや井堰の補修費用について弁財天の側からの的場に対してしかるべき金を払えという裁判がありまして、的場が負けて精算業務を行って、この裁判は確定しております。双方は、その後控訴をしておりますから確定しているわけですね。だから、そのことについて誰がどうのこうのとさっぱり私言うつもりはないんですよ。ただ、私、判決を読ませていただきましたけれども、過去分についてはそうなんですよ。だけど将来分についてまで、どこがどうということはこの判決には書いていないんですよ。それでいろいろ調べてみると、平成22年5月31日付に、平岡 仁町長宛ての曾我川かさや井堰改修の要望と、こういうのがあるんですね。これは当井堰は長さ、高さこれだけのラバーダムゴムのダムですね、空気式のゲートで弁財天、的場地区の農業用水の確保のために設けられた井堰であり、当地区の大半の農地がこの用水に頼っておりますと、こういう文書になっておりまして、弁財天と的場のそれぞれの役になっている方の署

名捺印があると。ただし、署名はパソコンです。本人のサインではありません。そういうのがあるんですね。これ、実は私情報公開で申請をいたしまして手に入れたんですが、対応されたのは植村前企画部長と荻本課長でございます。ところで農業用水、この的場と弁財天ですね、かさや井堰から水が入っているという文書になっているけれども、どこがどういうふうに流れているのか、町は知っているのかと聞いたら知らんと言うんですよ。知らない、確認をしていないと。確認していないのに文書はこうなっているので、これは誰がつくったんやと聞いたら、植村部長が私がつくりましたと、国に対して助成金を申請するに当たって、こういう文書が必要なものだからお願いをして判こをつけてもらいましたと、こうなっているわけですよ。だからこれからのことについては、裁判で決着がついたことについてはよろしいですよ。今からの話について、事実でもないのに、そういう金を払わなアカンというのはいちや二やとちやいますかと私は思いました。だから、その当時、やりとりをされた役員さんがよかったのか、悪かったのかというお気持ちもあったのかもしれませんが。しかし、それは議会でどうのこうの言うつもりもありませんし、私は言わないです。これは、実はことしの6月3日の的場と弁財天の水が入っているぐあいの写真です。御存じのように、広陵高校の前の東西の道がありますね、三宅に行く道。あそこの南側は弁財天で、北側は的場でございます。6月3日には的場は広陵高校の南西の角でございます的場の井堰から水を入れてまして、それでほぼ水が入っています。弁財天は、その時点では全く水を入れていない。たまたま役員さんがおられたので尋ねてみたら、いや、うちはあしたやねんと。的場がいつも先にしはるので、あしたやねんと、丸っきり濁っているんですよ。だからかさや井堰から水が入ってきて、弁財天に水が行って、的場に水が行ったという事実はないんです。それで後藤商事ってありますね。ちょっとローカルな話で申しわけない。高校のすぐ東側に後藤商事という会社があります。その隣に民家があります。もう少し行くと三宅との境界になります。後藤商事とこの民家との間の田んぼについては、的場井堰、広瀬川のところから入ってくる水で充足しているわけです。それから民家と三宅町の間では、道路を隔てた南側のところに、10号分水がありますね、土地改良区の10号分水がありますね。あそこの水がどんどん上がってきまして、それで的場の田んぼへどんどん入っているわけですよ。だから行ってもらって、農家の人に聞いたら、ここの水はどうやって入っているのと聞いたら、聞いてみたらすぐわかることとちやいますか。これからのことについて、こういう争い事をそのまま残しておくのはよくないと思うので、どういうふうに思っておられるんですか。ちゃんと確認してもらわんと困るやないですか。

(議長) 廣橋事業部長！

(廣橋事業部長) 今の御質問ですけれども、あくまでの利用水と申しますのか、農業用水については、地元の水利組合なり、地元の区で管理をされていますので、そのルート云々については、町として全てを把握しているということではございません。やはり地元利水というのは地域にあるものでございますので、その辺は今後は、十分事業について利用さ

れている方の御意見を聞きながら事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) きちんと言うておかなきゃいけないと思いますが、通常、住民の方から書類が上がってきたら、ほんまかいなと疑うでしょ。さっきの、後で出てきますけれども、例の給付金についてもそうですやんか。ほんまに二つの大字が協力してやっているのかということを確認せんと、それも町の幹部がつくって、それで判こをついてもらおうと、ここで言っているわけです。それはちょっと町がそういう争い事の一つの要因、原因とまでは言いませんよ、要因に關与しているのではないかと、そうした不明瞭なことはこの際、きっちり精算をして、どなたがどこからどういうふうに水をもたらしているのかということもちゃんとはっきりしないといけないんじゃないかと私は思います。

最近、田んぼをつくっていてもお金がもうからないので、中には土地の所有者でない全く別の人が耕作している場合もあるから、なかなか難しいんですけども、だけど、私、田んぼをあそこらあたりうろちょろしていますけれども町の職員の姿を見かけたことは1回もありませんよ。部長、ちゃんと調べる言うて、ちょっと明言してくださいよ。約束だけしてもらわんと困る。

(議長) 山村町長！

(山村町長) このかさや井堰については、私も副町長時代からかかわっておりますので十分承知をいたしております。水路の形態もかさや井堰から、先ほどおっしゃいました大和平野の10号分水のところにも水路が続いておりますので、かさや井堰から流れる水は、大和平野の10号分水が流れる水路に直結しておりますので、大和平野の分水は補給水でございますので、当初田植えをするときの水は別の水源を活用して田植えをなさいと。あと、不足する補給水を大和平野から補給しますよというのが基本的な考え方ですので、かさや井堰は重要な井堰ということで、町に相談があつて、書類を親切で担当者がつくったと思いますが、地元の意向に沿って相談に乗って、この制度を使われたら国、県の補助が受けられる、町も応援できますよということをきっちり説明した上で、書類を作成、応援しているということでございますので、担当者が全く水路の形態も知らないと言ったことは、私は信じられない話ですので、それはおかしいと私は思います。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 私もおかしいと思いますので、何だったら私、具体的な実名を上げましたから調べていただいたら結構です。

それで、親切で言うたんやということですから、それはそれで承っておきます。大事なのは、そういう将来にわたって、もめごとになる、そういうことがあるんだつたら、この際、解決をしておかれたらどうですかということをお願いしておるわけです。ほかの田んぼにも同じことがあるかもしれません。わからない。広陵町の田んぼで、どこからどういうふうに水が入っているのかということも調べてみる必要があるかなと、こういうふうに思っております。では、そのとおりました協力をよろしくお願いします。

赤水のことについて申し上げたいと思います。

3月末にそういうことがありまして、えらいことになったなど、たまたま選挙中でして、あちこちの給水栓からどンドン水が流れているものだから、これはどうしたんやろと思って、わかりましたけど。その後、6月1日の真美ヶ丘配水場の耐震化に伴う大規模工事の御協力をお願いという文書が出されまして、今回は割と万全を期されたようです。ところが私に相談があった方は、名前を申し上げて申しわけないですけども、堀榮部長の対応がなっとらんと、あの男は反省しているのかと、住民に対してちゃんと謝罪をしてもらわんと困るということを盛んに言っておられるわけです。何を言ったのか、私は聞いていないんです。堀榮部長の名誉のこともありますから、この場で今回の3月30日の赤水のことについて、部長としてどういう責任を果たしたのかということをも明言してください。

(議長) 堀榮上下水道部長！

(堀榮上下水道部長) 3月30日、真美ヶ丘配水場でのバイパスの工事につきまして、その後、夜の6時過ぎから赤水、濁水が発生しまして、広陵町の約3割の部分で御迷惑をかけたというところでございます。議員おっしゃっていたところの事業所のところにつきましては、翌日、31日の午前中に発生したというところで、次のその日のお昼の営業ができないというところでのことで、私と補佐とでその現場に赴きまして、謝りのお言葉をさせていただきます。ただ、そこでの対応につきまして、私の説明の不足というところもございまして、大変御迷惑をかけたというところでございます。深く反省はしております。

以上です。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 深く反省はしているという答弁でございましたが、文語的に言うと、反省はしているの「は」というのは区別の「は」と言って、余り反省していないときに使う言葉なんです。私そのまま御本人に伝えますから、それで納得していただくように言いますが、その後反省して改めていますからしっかりやってもらいたいと思うんです。

それで、この金を一体誰が払うんだと、蓄えていた水道料金の中から払うのがいいのかと思っていたら、ちょうど山田議員がいろいろ調査をしてくれたのがありますから、この後のことについては山田議員に譲っておきます。しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

近鉄箸尾駅のことについて、周辺について申したいと思います。

早速新王寺駅の近鉄職員のほうに問い合わせをしていただいて、いろいろとやりとりをしていただいたようでございます。ありがとうございます。それで、長いこと箸尾駅が広陵町唯一の軌道駅でありながら、なかなか開発が進まない。その方は開発をしてほしいという方なんですけれども、という声があるし。いやいや、このままでええねんと、こういう方もあるし。それから高校生が通学のためによく利用しているというようなことだとか、それから山岡の豊屋、またローカルな話で申しわけない。山岡の豊屋から東へ行って3差路のところをまた北上すると、これが大体信号をすり抜けていく抜け道でございま

して、あそこが非常に激しく動いているわけです。そんなことがあったりするので、3月に時点で要望というか、お願いをさせていただいたわけですが、根本はここに書いてあるとおり、地元の方々の所有者だとか、管理者の方、あるいは地元の方々の住民合意が必要であって、一方的にはできないというふうに書いてありますから私もそれはそのとおりだと思います。議員が勝手なことを言うて、要望があったからと議会で言うて、やれと言うわけにはいかん話だというのはよくわかります。ですから、きょう、こういう形でいただきましたので、これを住民の方にどういう形態かちょっとわかりませんが、住民の皆さんにこういう答弁が町のほうからありましたと、皆さんでよく相談をしたいということで提案をしたいと思いますが、そういう進め方でよろしいですか。

(議長) 廣橋事業部長！

(廣橋事業部長) 今の御質問につきましては、当然今おっしゃっていただきましたように、やはり地域、地元のやっぱり協力がないと事業というものは前向いて進みませんので、やはり地元の方の周囲の住民の方々も含めて協力体制をとっていただいて、前向いて進むようにしていただくのであれば、スムーズに進むのかなと。それは我々のほうとも十分要望の内容を協議させていただいて、進むべき方法があればそちらのほうへ進めたいというふうに思います。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) それで心配しているのが、この都市計画道路の件なんですけれども、駅前に駐輪場がありますが、そこを東西に走りまして、そのまま西に進みまして、高田川の土手まで行きまして、またそれを向こうへ行くと、県道まで行くと、こういう構想なんです。それでたまたまですが、70歳は超えておられる方なんです、八尾議員ちょっとかと言って、何でしょうかと言ったら、たしかそんな計画があったように思うんですけど、どうなっているかわからへんねんという話なんです。地元ではほとんど認識がないのかもしれないですね。だから持ち出し方も非常にナーバスなところがありますけれども、実際にそこに住んでおられたり、あるいはそこで畑をしておられたりとか、いろんな方がおいでになるんですけれども、この計画は、確認をしておきますけれども、都市計画決定をされたわけだから、変更がない限り、これは現在もなお生きておると、こういう認識でいいんですね。

(議長) 廣橋事業部長！

(廣橋事業部長) 昭和41年に都市計画決定をされております。ですから、その都市計画施設区域内における建築等に関して制限が加えられておりますので、今は答弁の中にありましたとおりでございます。ですから、今その都市計画決定は生きてございます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) かなり前のことでもございますので、十分にそのあたり、気持ちのちゃんと通るような伝え方をしまして、十分に地元の方の御意見を承るような活動もしてまいりたいなど、こんなことを思っておりますので、よろしくお願ひします。

マイナンバーのことについて申し上げたいと思います。

危険、危険と2回も繰り返しまして、いかに危険かということをおっしゃるんですが、私自身は個人カードを申請していませんし、家族には危ないぞと言って、やめといたほうが良いということを盛んに言っている口なんですね。それで、平成9年だったと思うんですが、エコール・マミが開店をした直後に、役場に行くバスの便だとか、いろんなかげんがあって、特に土曜、日曜であっても忙しいサラリーマンが住民票だとか、印鑑証明が手に入れられるような仕組みができないだろうかというので、エコール・マミの天井部分ですね、屋上のところからすっと入った左側のところに、今パソコン教室か何かやっていますかね。あそこのあたりに役場の出張所を設けてもらえませんか。これは代でいいですよ、町長は平岡町長の前の代の町長さんでございましたけれども、そのときの経過の中で、それでは郵便局において、こういう住民票だとかを発行する仕組みを整えますので、ぜひ利用してくださいという、こういうふうになったものですから、今回継続するというところで、大変ありがとうございます。ところが、コンビニのほうは、このマイナンバー個人カードを使わないと、入手ができないということになりますから、同じ番号をいろんなところに常時ずっと通すというのは非常に危険なことではないかということをお指摘される方があります。それでこれは保存版、町の政府広報、これ御存じだと思いますけれども。そのすぐ横に、私は大丈夫、そんなあなたがだまされると。これにマイナンバー制度に便乗した詐欺に注意と、すぐ横にこれがあるんですよ。だからマイナンバーをやっていたら、これは危ないなということをお役場もよく御存じなんやなと思いつつこれを私見ておられます。こういうことになりますと、この間は業態は違うかもしれませんが、南アフリカの銀行の偽りのカードで18億円引き出したとか、いろんな情報がスキミングとかいうのでいろいろやれますから、だから危ないことだと思うんですね。そういうふうにご考えていきますと、実際にこのマイナンバーを普及するということが、ええのか、始まったからにはやるといふことにもなるかもしれませんけれども、本当にこれ必要なんでしょうか。

それともう一つは、会社でいろんな書類に、マイナンバーを書いてくださいというのがある場合があるんですよ。断つてもいいですね、今義務づけられていないからね。

その二つをお尋ねします。

(議長) 奥西生活部長！

(奥西生活部長) まず、最初の分でございますけれども、議員さんはお持ちでないというふうにおっしゃいました。私は、生活部長という立場でございますので、申請をさせていただきます。既にカードは持っております。家族でも家内も申請して、もう既に持っている状況でございます。これが必要かどうかと言われると、私もちょっと返事をするのに非常に困るところでございます。個人番号は皆さん通知カードということで、もちろん番号をお持ちでございますので、番号が必要なときは、その番号を必要なところに記入いただくことで可能かと考えますので、カードまではというふうにおっしゃられたら、疑問も残りますけれども、やはり全国的な展開の中で、やはり今コンビニ等でそのカードを利用して、

全てとは言いませんけれども、何種類かの証明書を取得していただくことはできることになるわけですから、そういう意味では私としては御活用いただければというふうに思っているところです。

それともう一つの義務があるのかどうかについてなんですけれども、実際手続にお越しになったときに書いていただくようには申し上げておるところですが、必ずしも御本人様を書けない場合であっても、職権で番号のほうは確認させていただくことも可能でございますので、現時点ではそういう対応をさせていただいているところでございます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 立場上、そういうふうに答えざるを得ないだろうなと。私は気に入りませんねん、欲しいと思ったことは1回もありませんねんなて議会で答弁するわけにはいかないから、その気持ちはちゃんと察しておりますが、やっぱり必要でない、危ないカードはやめたほうがいいのかというのがやっぱり率直なところだろうというふうに思います。

それで中央のシステムについて聞きますけれども、ことしに入ってから、中央のコンピューター、よく再起動をやりましたね。7回もやったんですね。パソコンをやっている方は御存じだと思うんですが、パソコンをやっている固まるというやつがあるんですね。ピッポコパッポコ打ってても動かないときがありますやん。どうしようもなくなる。こういうときは再起動をかけなあかんで、どうするかといったら電源を抜くとか、無理やりオフにしてしまうとかやるんですよ。中央なコンピューターは7回も再起動をやったと言いますけれども、精度は安定しているんですか、大丈夫ですか。

(議長) 奥西生活部長！

(奥西生活部長) 今おっしゃいましたように、確かにそういうことがあったことは事実と認識しております。当然、何事においても考えられると思いますが、スタートする時点で100%は当然のことであろうかと思えますけれども、やはり実際やってみて、出たトラブルについては、その都度改善を進め、完全なものにしていくべきものかと考えておりますので、今議員が御指摘の御心配の部分については、今後前向きな形で進んでいくものだろうと私も認識しておるところでございます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) では、最後の質問に参ります。

**臨時福祉給付金**でございます。

新聞に大きな字でそんなの書いていたものだから、影響を受けまして、そういうふうを書いて申しわけなかったですが。これなんですけれども、生活保護の人が対象になっていない理由を教えてくださいと。いや、収入認定されたら生活保護費が減るから、結局足したら同じことやから対象にならないよと、こうなるんですが、それはそういう理屈は一応理解はします。だけど、生活保護を受けている人というのは、一番しんどい人ですよ。それで普通に同じ8%の消費税も払ってはると、こういう人たちです。本当に緊急のお金ということになるかと思えます。1回だけですかと僕が聞いたら、1回だけですと

返事が来まして、毎月してくださいと言ったら、いやそれはちょっととか言って。いや、1回だけだとばらまきになります、やっぱり。制度として生活困窮者に応援するというのであれば、それこそ消費税を5%に戻すとかいうようなこともやらなきゃいけないと思うんですが、実は、ことしの3月の平成28年度の広陵町の一般会計予算のときに、この数字が並んでおりましたが、実は予算審査特別委員会では誰もコメントをしておりませんで、そのまますっと通っちゃったという話なんですね。これは時期が時期で、高齢者の3分の1に恩恵だとか、参議院目前1人3万円とかいって、これはこれでこの新聞社の紳士的な立場を表明したようなところがありますけれども、これはやっぱり1回こっきりだとやっぱりばらまきになると。安定した生活困窮者に対する支援策というのが要るんじゃないかと私は思います。そのことを指摘をした上で、その申請書類、これが申請書類です。御本人の了解を得て、私借りてきました。この一番下に、同意書と書かれています。私、年が63歳で、昔は小さい文字も読めたんですが、さすがに読めない、これは。こうやって見ると、ちょっと読んでますね、5番目。市町村が支給決定した後、申請書の不備による振り込み不能などの事由により、支払いが完了せず、かつ市町村が定める期限までに市町村が受給者に連絡、確認できない場合には、市町村は当該申請が取り下げられたものとみなしますと。連絡とれへんのなら、あんたのほうでもう諦めたんやというふうに私は思うので、そのことを同意をして、署名捺印して提出しなさいねと、こういう文書になっている。これ、生活困窮者に対する温かい配慮と言えるんですか。福祉部の部長というんだから、福祉を語るんだったら、どういう観点でこれ取り扱ったのか、ちょっと言うてください。

(議長) 増田福祉部長！

(増田福祉部長) お答えいたします。

ただいまの質問でございますが、今回この給付金の期限という、有期で要綱上決まっております。申請開始日から6カ月というふうに決まっておりますので、6カ月を過ぎてしまいますとお渡しできなくなりますので、もし連絡等つかない、銀行に入らない、いろんな方を再度こちらから一生懸命連絡はとらせてもらって振り込みたいということを本人にお伝えを一生懸命しますので、させていただいた結果として、どうしても本人と連絡がとれない場合、こういうことにもなるということを国のほうの書式のほうでこれを書きなさいということでありましたので、書かせていただいているわけで、これを使って、権利を消滅させるようなことを事務のほうで積極的にするということは絶対あり得ませんので、それは御心配にならないようお願いいたします。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) そのような心配は私はほとんどしておりません。連絡つかなかったのに金入らなかつたらどうしたらいいと言ったら、そりゃ増田部長必死になって、ちょっと今日えらいこっちゃと。どこそこの誰それに連絡とられへんと。このままやったら金入らんと。あの人そういえば何や困った顔をしていたからどうしても探さなあかんから協力してくれと言うて探し出さなあきませんやん。それでちゃんと受け取ってもらって、暮らしはどう



ですかと、健康状態はどうかと応援するのが福祉部の仕事や。もしそんなふうは今言われるんだったら連絡がとれないと、事務に支障が出ますと。つきましては、正確な文書にさせていただくことと同時に、広陵町におきましてもしかるべき努力をして、確実にお金が届くようにいたしますので、御協力いただきたいと、こういう文章やったら僕もわかるよ。そういう文章にできなかった理由というのは、国の言われるとおりにやったんですか。国はそういう姿勢なんですか、そうしたら。そういうふうに理解しますけど。

(議長) 増田福祉部長！

(増田福祉部長) 今回A3の裏表でかなりの情報量を広陵町の方にお伝えをしないといけないということがございます中で、詳しく書くところは詳しく書くべきだとは思いますが、今回この表現で誰が読んでもわかる、納得のできる内容にならないかなということ国が申したところで、そのまま広陵町としては様式のほうにこれを使わせていただいております。だから広陵町だけ特別な文章にするかどうかについては、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 国や県の言いなりで仕事をしているということを逆に証明したような話だから、僕は非常に残念ですね。増田さんという人物を知っているだけにね。だから、そういう点できちんとかういうお金も受け取れる分はきちんと受け取っていただいて、それでやっぱり助かるという方もおいでになるから。しかし、その一方で、この時期に1回こっきりだけ3万円だけばらまくということの意味については、やっぱり伝えておきたいと思っております。ただ、相談をいただいた方に私、事情説明をして納得していただいたように思っておるんですが、最後にお尋ねしますけれども、その方から再度の苦情はありませんね、大丈夫ですね。

(議長) 増田福祉部長！

(増田福祉部長) 担当に確認しておりますが、ございません。

(八尾議員) 結構です。終わります。

(議長) 以上で、八尾君の一般質問は終了しました。(20657字)